

## 包括外部監査 指摘事項に基づく是正措置

( 監査実施年度 18年度 )

水島保健福祉センター福祉課

項 目	( 6 4 ) ページ 資産の保有状況 ( 資産の活用 )
指摘事項	登記簿謄本を平成 2 年 9 月以降入手しておらず、その後の権利関係が不明確である。早期に調査し、保有が認められないものについては法 6 3 条を適用すべきである。
措 置	平成 2 3 年 1 2 月に再度、登記簿謄本及び課税照会を徴収し確認を行うとともに所有権利者の関係人調査も行い、権利関係を確認しましたが、相続手続きは行われていませんでした。今後も定期的に登記簿謄本及び課税照会の確認を行うこととします。 なお、平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付け文書にて「相続放棄の禁止及び資産 ( 土地・家屋 ) の売却益が生じた場合は返還となる」旨、法第 6 3 条の適用を行いました。

( 通知日 : 平成 24 年 1 月 24 日 公表日 : 平成 24 年 1 月 27 日 )

## 包括外部監査 指摘事項に基づく是正措置

( 監査実施年度 18年度 )

福祉部 生活福祉課

項目	( 74 , 138 ) ページ 医療扶助費管理の問題点
指摘事項	厚生労働省の指導がないとはいえ医療扶助費の重要性に鑑みれば、生活保護者個々の医療費を金額により把握し、医療扶助費の無駄がないか常時監視する仕組みが必要である。
措置	平成23年9月に電子レセプトシステムを導入し、電子レセプトと福祉事務所が保有する被保護世帯情報を自動でチェックして資格点検を強化しています。 医療扶助費は、生活保護費の約半分を占めることから、従前から頻回受診・入院や重複受診、長期入院等に対して、嘱託医や関係医療機関と連携して厳重に審査を行っていますが、本システムを援用し、さらに適切に実施します。

( 通知日：平成24年1月24日 公表日：平成24年1月27日 )

## 包括外部監査 指摘事項に基づく是正措置

( 監査実施年度 18年度 )

福祉部 生活福祉課

項 目	( 1 2 5 ) ページ 債権管理簿の記載内容が不十分
指摘事項	納入が滞留している場合の納入交渉の記録等が一切記載されていない。納入書等の発送管理ではこの管理簿で十分であるが、債権を管理する記録簿としては不十分である。債権管理簿の様式を改訂して、債権納入促進を図る必要があると考える。
措 置	交渉記録欄を備えた新様式を用意し、現業員と一層密に連携しながら、可能な限り詳細な記録を残すようにして納入の促進を図っています。

( 通知日：平成24年1月24日 公表日：平成24年1月27日 )

## 包括外部監査 指摘事項に基づく是正措置

( 監査実施年度 18年度 )

福祉部 生活福祉課

項 目	( 1 2 6 ) ページ 一度の納付もなく保護廃止となった者への徴収体制
指摘事項	死亡した場合はやむを得ないが、生存している場合は、生活が困窮していても可能な限り徴収すべきである。また、金額の大きなものについては、催告状だけでなく、個別に債権回収の方法を検討する必要があると考える。
措 置	当事者の生活状況等に十分配慮しながら、可能な限り徴収を行なっています。 徴収金等の債務を多く抱えた人の場合、一旦は保護廃止となっても、再び短期間で生活困窮に陥り再度保護となることが多く、そうなった場合には、必ず納付指導を行い、必要に応じて履行延期を認めるとともに、保護費を窓口払とすることにより確実に納付してもらっています。

( 通知日：平成24年1月24日 公表日：平成24年1月27日 )